

全建労発第13号
平成31年4月12日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞
(公印省略)

過重労働による健康障害防止のための総合対策の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局長及び雇用環境・均等局長から、長時間労働に伴う健康障害の増加による問題が依然として深刻な状態の中、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施するため、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法及び労働安全衛生法等が改正されました。その趣旨を踏まえ別添のとおり、過重労働による健康障害防止のための総合対策の見直しが行われた旨の通知がありました。

つきましては、本総合対策の趣旨をご理解の上、貴協会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木